

中津市指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)募集要項

1.目的

本要項は、気候変動適応法(平成30年法律第50号)第21条および中津市指定暑熱避難施設の指定及び管理運用に関する要綱(令和7年6月30日制定)に基づき、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、市民等が暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)の指定に関し、施設の募集について必要な事項を定めるものとする。

2.募集施設

市内の民間施設等

3.クーリングシェルター指定の要件

クーリングシェルターは、次の要件を満たすものとします。

- ①大分県が実施する「熱中症一時休憩所」を設置していること。
 - ②適当な冷房設備を有すること。
 - ③環境省が発表する熱中症特別警戒情報及び熱中症警戒情報をメールで配信する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、熱中症特別警戒情報の伝達を受けること。
▶<https://plus.sugumail.com/usr/env/home>
- 
- ④大分県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、あらかじめ公表している日、時間帯及び受入可能人数の範囲で、当該施設を市民その他の者に開放することができること。また、自由に出入りが可能であること。
 - ⑤市民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間が確保できること。
 - ⑥熱中症対策のための飲料水の摂取を可能とすること。
 - ⑦当該施設の出入口等、見やすい場所へ市指定のクーリングシェルターである旨を表示したポスター(市から提供したもの)が掲示できること。
 - ⑧市と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書(以下「協定書」という。)」を締結し、その内容を履行できること。

4.応募方法

中津市指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)指定申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、持参もしくは郵送、電子メールのいずれかの方法で中津市環境政策課へ提出してください。専用申込フォームからの応募も可能です。

5.申込先・問合せ

〒871-8501 中津市豊田町14番地3
中津市役所企画市民環境部 環境政策課

TEL:0979-62-9071

E-mail:kankyouseisaku@city.nakatsu.lg.jp

6.運用期間

熱中症特別警戒情報発表期間(4月第4水曜日～10月第4水曜日)。ただし、初年度は協定締結日を運用開始日とします。なお、運用することができる日及び時間などは、各施設の実情に応じます。

7.その他

- 申込書を受領後、内容の審査を行い、市が適当と認めた場合に中津市指定暑熱避難施設指定通知書を通知します。通知後、協定書を締結しクーリングシェルターに指定します。施設管理者又は市のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- クーリングシェルターに指定した施設の名称、所在地、開放する曜日・時間帯及び受け入れることが可能であると見込まれる人数は、市ホームページ等を通じて公表します。
- クーリングシェルターに指定した施設の名称、所在地、開放する曜日・時間帯及び受け入れることが可能であると見込まれる人数に変更があった場合、又はクーリングシェルターの指定を取下げる場合は中津市指定暑熱避難施設の指定に係る変更届出書(様式第3号)に必要事項を記入し、持参もしくは郵送、電子メールのいずれかの方法で中津市環境政策課へ提出してください。
- 公序良俗に反する場合や、取組の趣旨に適さない場合など、市が不適當と認める場合には、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。
- クーリングシェルターの施設整備に要する経費などについて、市による財政的な支援はありません。